

2

2024 February
VOL.354

<https://www.sv-web.jp/>

社労士V

Contents



今月の特別企画

正しい勉強法で! **動画・PDF付き**

年明けからの短期合格法

特定社会保険労務士 真島 伸一郎……5

科目別講座

国年・厚年法①～国年法 (前編)

基礎マスターゼミ

動画・PDF付き

クレアールアカデミー 斎藤 正美……18

レベル別問題演習

択一式 & 選択式

クレアールアカデミー 斎藤 正美……56

連載

目指せ合格!

総務課 茜さんの社労士受験日記

……64

2024年度からの新ルール!

改正ポイントと演習問題

動画・PDF付き

第5回 労働基準法 (労働基準法/労働条件の明示のルールの見直し・雇止めに関する基準の見直し)
社会保険労務士 奥田 章博……66

国民年金法を除く全科目一問一答

LEC東京リーガルマインド 池末 朗彦……76

知識の整理・定着へ!

チャレンジ! 横断問題

第2回

ワイ&ワイカレッジ 小川 泰弘……84

- 2024年度受験用社労士V Webゼミ無料動画・PDF版のご案内……2
- 2024年度受験用社労士Vのご案内……4
- 2024年受験社労士V 横断・縦断超整理本のご案内……65
- 次号予告……88

[巻末綴込付録] いつでもどこでもすぐ確認!

重要条文&論点整理カード 健康保険法

社会保険労務士 片岡 史幸

●正しい勉強法で! 年明けからの 短期合格法

動画・PDF
付き

本記事は、講義動画とPDF版をご覧になれます!

⇒ <https://www.sv-web.jp/>

ID: sv2402km ※パスワードは88ページに掲載



特定社会保険労務士
社労士になろうチャンネル
(Youtubeで検索!)

真島 伸一郎



こんにちは、真島伸一郎（まじま・しんいちろう）と申します。開業社労士と社労士試験の受験指導を30年もやっております。いわゆる「大ベテラン」ですね（笑）。

開業社労士はともかく、社労士試験の受験指導の分野でこれだけの長期間生き残るのは実はなかなか大変なんです。私は幸いにも生き残れているので、それなりに優秀なのだと自負しております。したがって、本稿の内容も、信頼して読んでくださって結構ですよ。期待を裏切るようなことはしませんので、安心してください。

社労士試験の試験日は、例年、8月の第4日曜日です。2024年度も同様と仮定すると、8月25日（日）ということになります。

あなたが本稿を読んでいらっしゃるのがいつかはわかりませんが、ほぼ間違いなく、2024年のとある日ですよ（だって、今月号の発売日が2023年12月28日ですから）。つまり、あえていうまでもないですが、**今年の社労士試験日まで、8カ月未満の時間しかないわけ**です。

あなたが、これから、イチから勉強を始めて今年の社労士試験に合格する！これが本稿のテーマです（受験資格はあることを前提とさせていただきます）。

I スタンダードな学習期間

いろいろとお話したいことがあるのですが、まずは、合格までのスタンダードな学習期間からいきましょう。「フツーは、どれくらいの勉強で受かるの?」ということです。

結論から先にいうと、「最低でも1年」ですね。つまり、その年の社労士試験に合格するためには、前年の8月とか遅くても9月くらいから取組みを始めなければいけない、ということです。

1年間、勉強の方法を間違えずに必死の努力をすれば、合格する人はたくさんいます。

「最低でも」とか「合格する人はたくさんいます」という表現が気になるでしょう。それには理由があります。薄々感づいていらっしゃると思いますが、そう、**現実的には、1年ではなかなか受からず、合格までには2年から3年程度の学習期間を要する、これが正解**なのです。

もっといえば、5年以上ががんばっているのに、それでも合格に手が届かない人も少なからずいます。

「え、そんなに大変なの?!

はい、そんなに大変なのです。だって、社労士試験は、Aクラスの国家試験ですから!

合格率をご存じですか? 毎年微妙な変動がありますが、だいたい**5~8%**の範囲です。去年(2023年度)は6.4%でした。

これって、衝撃的に低いですよ。100人受けて5~6人しか受からない、ということですから。その100人は、そこら辺の通行人の老若男女の中から適当に連れてきた100人じゃないですよ。社労士試験を受けようとして、一所懸命(人によってレベルの差はありますが)努力した100人ですからね。

すごくすごく難しい試験だということをおわかりいただけただけでしょうか?

「いや、ちょっと待てよ。“年明けからの短期合格法”というテーマだから、面白いかなあと読んで読んでやってるのに、のっけからどうしてそんなに人を脅すんだよ」とおっしゃりたいと思いますが、いやいや、勝負に勝つためには、まずは敵を知ることが何よりも大切じゃないですか。

社労士試験が非常に手強い敵であることは、紛れもない事実です。その手強い敵を通常より短期間の学習でやっつけるためには、敵の戦力を把握することが、絶対的に必要という理屈です。

II 社労士試験の概要

社労士試験について、少し整理しておきましょう。特に「合格基準」はとても大事なので、しっかり読んでください。

〈社労士試験〉

試験種	国家試験
管轄官庁	厚生労働省
試験日	(例年) 8月第4日曜日
試験内容	ペーパー試験(マークシート方式) ・選択式 10:30~11:50(80分) ・択一式 13:20~16:50(210分)

発表	10月初旬
合格率	5～8%
合格基準 (令和5年度)	次の2つの条件を満たした者を合格とする。 ① 選択式：総得点26年以上かつ各科目3点以上 ② 択一式：総得点45点以上かつ各科目4点以上

○試験種……厚生労働省が行う試験です。ただし、試験に関するさまざまな事務(試験監督など)は、全国社会保険労務士会連合会に委託されています。

○試験日……例年、8月の第4日曜日の1日で終了します。二次試験はありません。

○試験内容……完全ペーパー試験(マークシート)です。面接試験はありません。午前中は選択式、午後は択一式という形式で試験が行われます。

- ・選択式……文章で書かれた1問(1科目)につき5個の空欄があり、下に置かれた20個の語群から空欄に入る最も適切な用語を選びます。全部で8問あります(満点：8問×5点=40点)。

- ・択一式……1問につき文章で書かれた選択肢が5個あり、その中から正しいものまたは間違っているものを1つ選びます(最近では、個数問題や組合せ問題という変わった形式での出題も少しあります)。1科目につき10問あり、全部で7科目あります(満点：7科目×10点=70点)。

○合格発表……10月初旬です。具体的な日にちは、4月半ば頃に官報に公告されます。

○合格率……5～8%ですが、だいぶ幅があり、9%を超える年や3%を割る年も、稀にではありますがあります。

○合格基準……問題の難易度などによって毎年変わるので、直近の試験である令和5年度の合格基準を上げました。

選択式、択一式ともに全体の6割強程度の点を取る必要があることがわかります。これがどの程度のレベルかという、「勉強法を間違えずに1年以上必死に勉強した人であれば、十分に手が届く」レベルです。

「え、でも、Aクラスの国家資格なのでは?」はい、そのとおりです。社労士試験をAクラスの国家資格たらしめているのは、「科目ごとの最低基準点」です。選択式では、総得点で26点以上取り、さらに、**各科目(8科目・各々5点満点)すべてで3点以上**、択一式では、総得点で45点以上取り、さらに、**各科目(7科目、各々10点満点)すべてで4点以上**取る必要があります(令和5年度)。

これだけでも驚愕だと思えますが、さらに忘れてはいけない事実があります。それは、選択式と択一式の基準の接続詞は、「かつ」であることです。すなわち、選択式：総得点26点以上かつ各科目3点以上「かつ」択一式：総得点45点以上かつ各科目4点以上を取らなければ、合格とはならないのです。以下、いくつかの例で考えてみましょう。

Aさん	選択式：総得点26点、各科目3点または4点 択一式：総得点45点、各科目4点以上	文句なく、合格です。
Bさん	選択式：総得点37点、1つの科目のみ2点、他の科目は満点 択一式：総得点70点(満点)	なんと、不合格です。
Cさん	選択式：総得点40点(満点) 択一式：総得点67点、1つの科目のみ3点、他の科目は満点	

社労士試験の恐ろしさをわかっていただけたものと思います。

ただし、これには、補正とか救済と呼ばれる例外が設けられることがあります。ある年の試験の

特定の科目はすごく難しく、全国の受験生の平均点が著しく低くなる場合があります。その場合は、その科目に限り、科目ごとの最低ラインが引き下げられます。例えば、選択式において、他の科目はすべて3点以上でなければならないけど、健康保険法だけは2点で良い、といったごとくです。

令和5年度は、たまたま選択式、択一式ともにこの措置が設けられませんでした。1科目や2科目は設けられる年が多いです。

※ 過去において、選択式は、「1点救済（その科目は1点で良い）」が設けられたこともあります。択一式は「2点以下救済（その科目は2点で良い）」が設けられたことはありません。つまり、択一式は、最低でも全科目3点以上は確保しなきゃダメと考えた方が良く、ということですね。

この合格基準から、ある事実が読み取れます。それは、「**社労士試験では、不得意科目を作ったらおしまいだ**」ということです。特別に得意な科目は、あるともちろん有利ですが、なくても大丈夫です。その代わり、不得意科目を1科目でも作ってしまったら「科目ごとの最低基準点」に引っかかってしまって、合格はおぼつかない、ということです。

ここから、おぼろげながら勉強の方向性が見えましたね。そうです、「誰も知らないような細かい箇所は排除して、みんなが確実に得点できる箇所、すなわち**“基本”**を中心に学習する。その代わり、基本は**“確実に”**“知らなければならない”」。

Ⅲ どうすれば勝てるのか

どうすれば社労士試験に勝てるのか、具体的に考えていきましょう。

勝つために必要な要素は、大きく3つです。

①	受験校を活用する
②	必死の努力をする
③	正しい勉強法で勉強する

1つずつ解説します。

① 受験校を活用する

受験校を活用するか否か、この議論をする人がいますが、私の個人的な意見としてはナンセンスですね。お金さえ払えばその道のプロに教えてもらえるという特典を得られるのですから、活用しない手はないと思います。ましてや、短期間の学習での合格をもくろんでいるのであれば、なおさらです。

「プロに教えてもらえる特典」と書きましたが、その点を少し掘り下げてみましょう。

社労士試験は、泣く子も黙るAクラスの、それはそれは難しい試験です。社労士試験しろと（言い方が悪くて申し訳ありません）のあなたが、独学でちまちま勉強して太刀打ちできるとお思いですか？ 勉強をしていると、わからない箇所が山ほど出てきます。今は昔と違ってインターネットという便利なものがありますから、調べればたくさんの方がわかりますが、それでも、社労士試験の内容のような専門性が高いものは、情報が得られないことも多いものです。

わからないことがたくさんあったら、どうしますか？ その状態のまま試験を受けますか？ それでAクラスの社労士試験に受かるとお思いますか？

受験校を活用すれば、イチから丁寧に教えてくれますし、わからないことは講師に聞けば、すぐに答えが得られます。これほど心強い味方はありませんね。私は受験校の回し者ではありませんが、自信を持っていえます。四の五のいわずに受験校を活用しましょう。

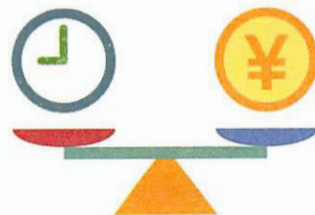
少しだけ私の話をします。私が社労士試験を受けたのは平成5年という大昔です。大学時代法学部ではなく（経済学部でした）、卒業して会社員になってからも総務や人事とは無縁の仕事をしていました。つまり、完全な「社労士試験しろ」とであった私が勉強を始めたのは、他でもない、年が明けて1月でした。当時の試験は7月でしたから、今よりさらに時間がなく、正味半年しかありませんでした。

当時の私は「人に教えてもらう」ことの素晴らしさを知らなかったもので、何も考えずに独学を始めました。でも、3月も終わろうとする頃には、限界を感じていました。「このままじゃ受からんぞ」。その年に合格することを決めていた私は、なんとかせねば！と、そこで初めて受験校の門を叩きました。とある受験校の「直前合格講座」に申し込んだのです。

毎週、会社が終わった後に通い、一番前に座って講義を必死に聴きました。すごかった、本当にすごかった。何がすごかったって、あまりにもよく理解できるからです。1人でやっているときは、わからないことだらけでした。調べてもわからない、それなのに、講義を聴けば、すべてたちどころにわかる（クリアになる）のです。

私は心から「どうしてもっと早く通わなかったのだろう」と思いました。結果その年に受かったから良かったようなものの、もしも落ちていたら、私は最初から学校を活用しなかったことを一生後悔したことでしょう。

というわけで、受験校を活用しましょう。まだ悩んでいるとすれば、私はあなたに聞きたい、お金と時間のどちらが大切ですか？



② 必死の努力をする

これはいうまでもないですね。合格までに通常は2～3年の月日を要するほどに難しい社労士試験に、たった半年やそらの学習で合格しようというのですから、**一所懸命、死ぬ気で勉強をしていただかなければいけないことは当然**です。というか、その覚悟がないのであれば、今年の合格は早々にあきらめて、来年の合格を目指すのが得策というものです。本稿は、あくまでも「スタートは遅れたけど、でも、何が何でも今年の試験に合格したい！」人のためのものです。

しかし、環境が必死の努力を許さない方もいらっしゃるでしょう。仕事が忙しすぎる、家事や育児で時間がない等。そういった方は、悪いことはいけませんから、今年でなくて来年の合格を目指しましょう。大丈夫、社労士試験は逃げませんから。それでも、どうしても今年の試験に受かりたい場合は、もちろんチャレンジするのはあなたの自由ですからがんばっていただきたいと思いますが、ただ、「途中でツラくなっても、時間がないことを言い訳にしない」ことを肝に銘じてから始めましょう。人間は弱いので、どうしても言い訳を考えてしまいがちです。言い訳をすること自体を否定するわけではありませんが、ただ、言い訳を始めると、どうしても合格から遠ざかってしまうのが世の常だからです。

3 正しい勉強法で勉強する

受験校を活用する、そして、必死の努力もいとわないことを決めたあなた、それでもう合格に向けての準備は万端でしょうか。

いえいえ、一番大切なものを忘れています。それは、**勉強法**です。言葉を換えればノウハウですね。何でもそうですが、ただやみくもに一所懸命やれば良いというものではありません。正しいノウハウ、方法論にのっとって進んでいかなければ、うまくいくものもいなくなってしまいます。

例を挙げましょう。例えばスポーツ。あなたが何かしらのスポーツでオリンピックに出たいと考えた、とします。さて、どうしますか？

ただひたすら1人でやみくもに努力しますか？ そんなバカな！でしょう。まずは、「良い指導者を探そう」、次に「具体的な正しいノウハウにのっとってがんばろう」と考えませんか？

先に受験校を活用しようといったのが、ここでの「良い指導者を探そう」に当たりますね。それに加えて、適切なノウハウがどうしても必要なのです。

いわれてみれば当たり前だと感じると思いますが、それが実は、社労士受験業界では当たり前ではありません。正しいノウハウについてなんら考えることも調べることもせずに、本当にただただやみくもに勉強を続けている受験生の方々がたくさんいらっしゃいます。当然ですが、合格の栄冠を手にすることもできずにいるのです。

私は、それがとても残念です。正しいノウハウ（勉強法）にのっとって必死の努力をする、つまり、「正しい努力」をすることによって、誰でも社労士試験に合格できるのに、それが実現できていない方々がたくさんいらっしゃるのですから。正しいノウハウ、絶対に忘れてはなりません。

これ以降は、正しい勉強法について述べていきます。

(1) 逆転の発想のススメ

まずは、**逆転の発想**をおススメしたいと思います。「目標をしっかりと把握・認識することで、自ずとそこに至るプロセスが見えて来る」ということです。

今あなたは、社労士試験に向けての正しい勉強法をご存じありませんよね。いや、それは当たり前です。だって、あなたは社労士試験しろうとなのですから。しろうとさんが社労士試験という強大な敵をやっつける方法をご存じなくても、なんら不思議ではありません。

でも、本当にそうでしょうか？ いえ、実は、あなたはすでに、社労士試験突破のための正しい勉強法をご存じなのです。

どういうことでしょうか？

さきほど、社労士試験がどういう試験なのかを説明しました。知識を得たことによりあなたは、社労士試験で重視されるもの、合格点を取るために必要なこと、などを理解しました。となれば、そこを目標（終点）に据えて逆算すれば、自ずと、具体的にどう勉強すれば良いか、は見えてくるではないですか！

社労士試験は、トータルでは6割強取れば良かったですね、となれば、誰も解けないような一部の問題（1割程度出題されます）は正解できなくても良い理屈です。つまり、「基本」中心の学習で良いことがわかります。

社労士試験には、科目ごとの最低基準点が設定されていますね。そのために、不得意科目を作ったらおしまいでした。一方で、絶対的な得意科目はいらないということでしたね。ここから、「1つの科目に肩入れするのは止めて、全体的に6割5分～7割程度の実力をつける学習をする必要が

基礎 マスターゼミ



第6回 国年・厚年法①～国年法（前編）

動画・PDF
付き

本講座は、講義動画とPDF版をご覧になれます！

⇒ <https://www.sv-web.jp/>

(ID: sv2402km) ※パスワードは88ページに掲載

クレアルアカデミー
齋藤 正美



本講座では、社労士試験に必要な基礎的な力をつけることを目的に、重要事項をコンパクトにまとめます。初学者の方にわかりにくい箇所については、ねこ先生がアドバイスします。ページの下には一問一答がありますので、知識の確認にお役立てください。

公的年金の制度の趣旨・体系

(1) 国民皆年金

公的年金の特色の一つは、すべての国民が職業や所得などにかかわらず、公的年金の対象となる「国民皆年金」の制度を採っていることです。このような制度は、**昭和36年**に国民年金制度の適用が始まったことにより整備されました。

(2) 「2階建て」の制度体系

その後、**昭和61年**の制度改正により、国民年金を全国民共通の基礎年金とする制度が導入されました（これより前を「旧法」、これ以降を「新法」といいます）。この結果、現役世代はすべて国民年金の被保険者となり、高齢期になれば加入期間に応じて定額の老齢基礎年金の支給を受けます。これに加え、会社員は厚生年金保険、公務員等は共済年金等に加入し、老齢基礎年金の上乗せとして過去の報酬と加入期間に応じた報酬比例の年金（老齢厚生年金）を受けることになりました。なお、平成27年10月以降、共済年金は厚生年金保険に統合されました（「被用者年金一元化」といいます）。

2階部分	厚生年金保険		
1階部分	国民年金（基礎年金）		
職 種	国内居住で20歳以上60歳未満の自営業者、学生など	会社員、公務員など	第2号被保険者の被扶養配偶者で20歳以上60歳未満
国民年金	第1号被保険者	第2号被保険者	第3号被保険者

国民年金の給付には、すべての被保険者に共通する給付として**老齢基礎年金**、**障害基礎年金**、**遺族基礎年金**があります。また、第1号被保険者の独自給付として、付加年金、寡婦年金、死亡一時金、脱退一時金の4種類の給付があります。

国民年金法

第1章 総則等

制度趣旨 目的、用語の定義等について学習します。用語の定義は、国民年金法を理解する上で重要です。しっかりその意味を理解しておきましょう。

1 目的（法第1条）

国民年金制度は、日本国憲法第25条2項に規定する理念に基づき、老齢、障害または死亡によって**国民生活の安定**がそこなわれることを**国民の共同連帯**によって**防止**し、もって**健全な国民生活の維持**および**向上**に寄与することを目的とする。

日本国憲法第25条2項では、「国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障および公衆衛生の向上および増進に努めなければならない」（＝国の社会保障的義務）とされています。



2 国民年金の給付（法第2条）

国民年金は、法第1条の目的を達するため、**国民の老齢、障害または死亡**に関して必要な**給付**を行うものとされています。

保険事故	給 付
老 齢	老齢基礎年金、付加年金
障 害	障害基礎年金
死 亡	遺族基礎年金、寡婦年金、死亡一時金

③ 経過的にこれらの給付のほか、**脱退一時金**および**特別一時金**の支給も行っています。また、旧共済組合期間を有する者に対する**老齢年金**、**老齢福祉年金**の支給も行っています。

Step Up

●原則として、**老齢基礎年金**は、**大正15年4月2日以後**に生まれた者、**障害基礎年金**は、**障害認定日**が**昭和61年4月1日以後**である者、**遺族基礎年金**は、**死亡日**が**昭和61年4月1日以後**である者が対象となり、それ以外の者には旧制度の年金が支給されています。

5 財政の均衡（法第4条の2）

国民年金事業の財政は、**長期的**にその均衡が保たれたものでなければならず、著しくその均衡を失すると見込まれる場合には、**速やかに所要の措置**が講ぜられなければなりません。

6 財政の現況および見通しの作成（法第4条の3）

- ① 政府は、**少なくとも5年ごと**に、保険料および国庫負担の額ならびに国民年金法による給付に要する費用の額その他の国民年金事業の財政に係る収支についてその現況および**財政均衡期間**における見通し（「**財政の現況および見通し**」）を作成しなければなりません。
- ② 上記①の**財政均衡期間**は、**財政の現況および見通し**が作成される年以降**おおむね100年間**とされています。
- ③ 政府は、上記①の規定により**財政の現況および見通し**を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければなりません。

7 調整期間（法第16条の2）

- ① 政府は、**財政の現況および見通し**を作成するに当たり、国民年金事業の財政が、**財政均衡期間**の終了時に給付の支給に支障が生じないようにするために必要な積立金（**年金特別会計の国民年金勘定**の積立金をいう。）を保有しつつ**当該財政均衡期間**にわたってその均衡を保つことができないと見込まれる場合には、**年金たる給付（付加年金を除く。）**の額（以下「**給付額**」という。）を調整するものとされ、政令で、給付額を調整する期間（「**調整期間**」）の開始年度を定めるものとされています。
- ② 財政の現況および見通しにおいて、上記①の調整を行う必要がなくなったと認められるときは、政令で、調整期間の終了年度を定めるものとされています。
- ③ 政府は、調整期間において**財政の現況および見通し**を作成するときは、調整期間の終了年度の見通しについても作成し、併せて、これを公表しなければなりません。

「調整期間」とは、いわゆるマクロ経済スライドを行う期間のことで、開始年度は「平成17年度」とされています。



8 用語の定義（法第5条）

保険料納付済期間	①第1号被保険者としての被保険者期間のうち納付された保険料（督促および滞納処分の規定により徴収された保険料を含み、その一部の額につき納付することを要しないものとされた保険料につきその残余の額が納付または徴収されたものを除く。）に係るものおよび 産前産後期間の保険料免除 の規定により納付することを要しないものとされた保険料に係るもの、②第2号被保険者としての被保険者期間、③第3号被保険者としての被保険者期間を合算した期間
保険料免除期間	保険料全額免除期間、保険料4分の3免除期間、保険料半額免除期間および保険料4分の1免除期間を合算した期間
保険料全額免除期間	第1号被保険者としての被保険者期間であって、法定免除、申請免除または学生等納付特例制度の規定により納付することを要しないものとされた保険料に係るもののうち、追納の規定により納付されたものとみなされる保険料に係る被保険者期間を除いたものを合算した期間
保険料4分の3免除期間	第1号被保険者としての被保険者期間であって、保険料4分の3免除の規定によりその4分の3の額につき納付することを要しないものとされた保険料（ <u>納付することを要しないものとされた4分の3の額以外の4分の1の額につき納付されたものに限る。</u> ）に係るもののうち、追納の規定により納付されたものとみなされる保険料に係る被保険者期間を除いたものを合算した期間

保険料半額免除期間	第1号被保険者としての被保険者期間であって、半額免除の規定によりその半額につき納付することを要しないものとされた保険料（納付することを要しないものとされた半額以外の半額につき納付されたものに限る。）に係るもののうち、追納の規定により納付されたものとみなされる保険料に係る被保険者期間を除いたものを合算した期間
保険料4分の1免除期間	第1号被保険者としての被保険者期間であって、保険料4分の1免除の規定によりその4分の1の額につき納付することを要しないものとされた保険料（納付することを要しないものとされた4分の1の額以外の4分の3の額につき納付されたものに限る。）に係るもののうち、追納の規定により納付されたものとみなされる保険料に係る被保険者期間を除いたものを合算した期間

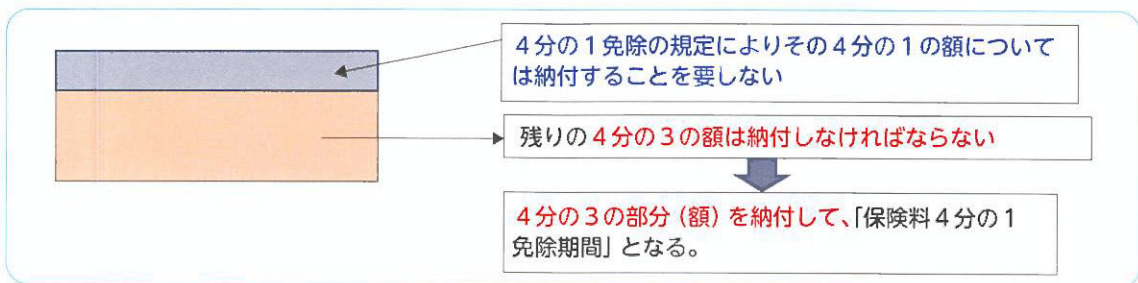
※ 「納付猶予期間」も学生等納付特例と同じ扱いとなります。

保険料の免除を受けた期間について、後で保険料を追納したときは、「保険料納付済期間」とされます。



Key Point

- 国民年金の保険料は第1号被保険者だけが納付することになっています。第2号被保険者および第3号被保険者としての期間には保険料免除期間や保険料滞納期間は存在しないため、原則として、すべて保険料納付済期間となります。
- 保険料の一部免除の規定によりその一部の額につき納付することを要しないものとされた保険料につき、その残余の額が納付または徴収された期間、例えば、保険料4分の1免除の規定が適用され、免除されない残りの4分の3の部分（額）が納付または徴収された期間は、保険料納付済期間ではなく保険料4分の1免除期間となります。



第2章

被保険者

制度趣旨

強制被保険者、任意加入被保険者、資格の取得および喪失、種別の変更、これらに係る届出等について学習します。強制被保険者には、「第1号被保険者」「第2号被保険者」「第3号被保険者」があり、これを被保険者の種別といいます。また、任意加入被保険者には、「本来の任意加入被保険者」と「特例による任意加入被保険者」とがあります。